

都道府県こども計画の策定について

こども基本法第10条第1項に規定する「都道府県こども計画」の策定に向けた審議体制案の概要について報告する。

(1) 都道府県こども計画の策定

国は、子ども施策に関する3つの大綱を統合し、年内を目途に「こども大綱」を新たに策定する予定である。県は「こども大綱」を踏まえ、子ども施策に関する既存の計画・指針を統合して「都道府県こども計画」を策定する。

【国の3つの大綱】 少子化社会対策大綱 子どもの貧困対策大綱 子供・若者育成支援推進大綱 ↓ (統合) 「こども大綱」の策定	【県の子ども施策に関する計画】 神奈川県子どもの貧困対策推進計画 かながわ子ども・若者支援指針 かながわ子どもみらいプラン ↓ (統合) 「都道府県こども計画」の策定
---	--

(2) 外部有識者等による審議体制

既存の計画・指針の統合に合わせて審議体制も一体化し、既存の会議等に替わる新たな審議会を県の附属機関として設置する。

【既存の審議体制】

区分	会議等名称	審議対象の計画・指針
附属機関	神奈川県子ども・子育て会議	かながわ子どもみらいプラン
	神奈川県青少年問題協議会	かながわ子ども・若者支援指針
懇話会等	かながわ子ども支援協議会	神奈川県子どもの貧困対策推進計画

【新たな審議体制（案）】

区分	会議等名称	審議対象の計画
附属機関	神奈川県子ども・若者施策審議会（仮称）	都道府県こども計画

(3) 今後のスケジュール

令和5年11月 第3回県議会定例会に新たな審議体制の設置条例議案及び既存の審議体制を廃止する議案を提出
 年内目途 「こども大綱」の策定（国）
 令和6年3月～ 「都道府県こども計画」策定に向けた審議